

米トレーサビリティ制度

米トレーサビリティ法※は、米・米加工品を取り扱う全ての事業者が対象となります。

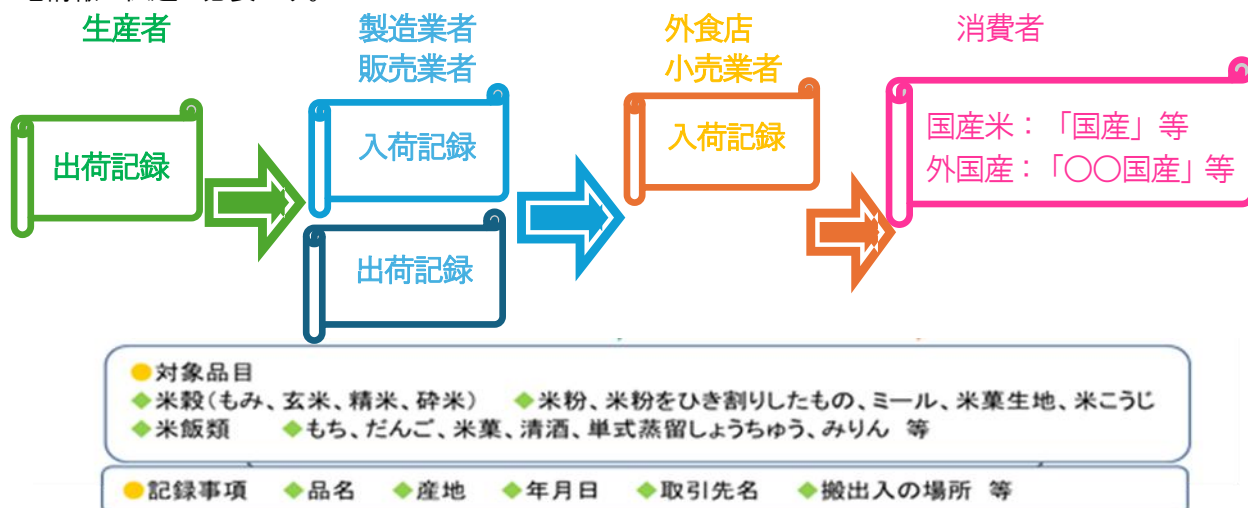
※米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

●取引等の記録の作成・保存

米・米加工品の取引、事業所間の移動（加工等の受委託を含む）又は廃棄等を行った場合には、その記録を作成し、原則3年間は保存してください。

●事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、原料米の産地情報の伝達が必要です。



●消費者への産地情報の伝達

①消費者へ米・米加工品を販売する場合には、原料米の産地を、商品の容器包装や購入カタログ等へ記載するなどして、産地情報を伝達してください。ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある場合は、食品表示法の規定に従って表示します。

〈一括表示欄への記載例〉

名 称	米 菓
原材料名	もち米(国産、〇〇国産、その他)、 〇〇〇／〇〇〇
内 容 量	〇g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	開封後は、直射日光、高温多湿を避 けて保存してください。
製 造 者	〇〇株式会社 愛媛県〇〇市〇〇〇

〈一括表示欄外への記載例〉



- ①原材料に占める重量の割合の高い順に記載。
②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

②外食店で、米飯類を提供する場合も対象となります。原料米の産地を店内に掲示したり、メニュー表に記載するなどして、消費者へ産地情報を伝達して下さい。

自主回収報告制度

食品関連事業者が不適正な食品表示等を行ったとして自主回収を行う場合、都道府県等への届出が必要です。自主回収を行う場合には、あらかじめ最寄りの保健所へお問い合わせください。

届け出義務が必要な事項などについては、消費者庁ホームページ＞食品表示リコール情報及び違反情報サイトに掲載されている関連通知等の「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について（令和3年2月26日付け消食第80号）」等から確認することができます。